

川崎市地域教育ネットワーク推進会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 本市におけるコミュニティ・スクール（川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）第3条第1項に基づき学校運営協議会を設置した学校において地域住民が学校の運営に参画する仕組みをいう。以下同じ。）による活動と、地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下同じ。）を一体的に推進し、地域と学校の連携協働体制を構築するため、必要な事業の実施に向けて、川崎市地域教育ネットワーク推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進会議では、次の事項について、連絡調整を行うものとする。

- (1) コミュニティ・スクールによる活動と地域学校協働活動の一体的な推進に向けた各施策に関すること。
- (2) 地域教育会議や地域の寺子屋事業を始め、地域と学校の連携協働体制を構築するための各施策に関すること。
- (3) 学校教育ボランティア事業など、学校における地域人材の活用を進めるための各施策に関すること。
- (4) 学校を核とした地域づくりに向けた、コミュニティ・スクールによる活動又は地域学校協働活動に関わる団体その他の関係者同士の連携に関すること。
- (5) その他、地域と学校の連携を促進するために必要な事業に関すること。

(参加者)

第3条 教育長は、推進会議の開催に当たり、地域教育会議事業その他の地域学校協働活動に関わる団体並びにテーマに関係した活動を行っている団体及び個人に対して参加者を募るものとする。

2 教育長は、必要があると認める場合は、テーマに関係した事業等を行っている市関係機関に対して、推進会議への出席を要請することができる。

(会議)

第4条 推進会議は、教育長が招集する。

2 推進会議は、必要があると認める場合は、第2条に掲げる事項に係る具体的な企画・運営を行う組織体から、事業の進捗に係る報告を受けることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課が処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。